

様式1（行政手続法適用：個票番号2201）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月17日作成

処 分 名	監査請求代表者証明書の交付				
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）				
根 拠 条 項	第99条で準用する第91条第2項				
根 拠 条 文	<p>第91条</p> <p>②前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第91条第1項及び第2項</td> <td style="width: 33%;">当該普通地方公共団体の長</td> <td style="width: 33%;">監査委員</td> </tr> </table>		第91条第1項及び第2項	当該普通地方公共団体の長	監査委員
第91条第1項及び第2項	当該普通地方公共団体の長	監査委員			
審 査 基 準 の 内 容	<p>地方自治法第75条第1項の規定による監査請求において、請求代表者の要件審査（形式審査）として選挙人名簿に登録された者であるかどうかを選挙管理委員会に照会確認し、その確認があったときは、請求代表者証明書の交付及び交付の告示を行なうこととなる。</p>				
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）			
	経 由 機 関	日（機関名： ）			
	協 議 機 関	7日（機関名：厚岸町選挙管理委員会 ）			
	処 分 機 関	7日（機関名：監査委員 ）			
所 管 部 署	監査委員事務局				
備 考					